

林地開発許可に係る「林地開発の許可基準」の一部改正の概要について

- 1 「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通知）」に基づく追加、改正
 - （1） 平均傾斜度30度以上の自然斜面に設置する場合に防災施設を設置することについて規定
 - （2） 地表を不透水性の材料で覆われる箇所の流出係数について規定
 - （3） 太陽光発電施設の設置など切盛をほとんど行わず自然斜面を利用した開発行為における排水施設の構造等について規定
 - （4） 残置森林又は造成森林の配置について規定
 - （5） 景観への配慮について規定
 - （6） 住民説明会の実施等について、高知県が策定した太陽光発電施設の設置・運営等に係るガイドラインに基づくよう規定
- 2 標準処理期間を明記
- 3 第一章に一般的事項として技術的基準以外の項目を追加（審査基準）
- 4 切土に関する基準
 - （1） 小段における最小幅について規定
- 5 盛土に関する基準
 - （1） 敷き均しにおける1層の仕上がり厚さについて規定
 - （2） 小段における最小幅について規定
 - （3） 沢部の盛土への地下排水工の設置についての規定
 - （4） 圧縮性・膨張性が大きいものを盛土材料とする場合の対策等について規定
 - （5） 表層崩壊防止のための補強及び排水対策について規定
- 6 排水施設に関する基準
 - （1） 排水施設の断面決定方法についての規定
- 7 洪水調節池に関する基準
 - （1） 現行は災害の防止及び水害の防止それぞれの観点から規定していたものを分かりやすく一括して規定
 - （2） 河川管理者との協議による許容放流量の決定について規定
 - （3） 調節容量の計算方法について規定
 - （4） 雨水等を原則、洪水調節池へ流入させることについて規定